奈良県第二浄化センターが排出する汚泥をセメント化する処分について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものです。

平成２４年１２月２５日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第１　競争入札に付する事項

１　委託名

平成２５年度奈良県第二浄化センター汚泥セメント化処分業務委託

２　委託内容

奈良県第二浄化センターが排出する汚泥（以下「汚泥」といいます。）をセメント化する業務

３　委託契約の履行期間

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで

４　入札方法

入札は、汚泥１トン当たりの金額（処分料のほかに産業廃棄物税等産業廃棄物を処分することに対して地方税（納税方式は問いません。）が課せられる場合においては、その地方税を加算した金額）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる⑴から⑸までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Ｑ１建物管理で登

録をしているものであること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟１階）

電話番号　０７４２－２２－１１０１　内線４７１８

⑶　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」といいます。）第１４条第６項に規定する産業廃棄物処分業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥）を受けている者であって、汚泥を原材料としてセメント化することができる施設（以下「事業場」といいます。）を奈良県第二浄化センターから概ね半径１３０キロメートル以内の場所に有している者であること。

⑸　法第１４条第１項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者のうち本県が指定する者が本県が定める仕様の車両により事業場に汚泥を収集運搬することを認める者であること。

第３　契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県土木部下水道課総務管理係（県庁主棟１階）

電話番号　０７４２－２７－７５２４（ダイヤルイン）

第４　入札手続等

１　入札説明書及び仕様書等の交付期間等

⑴　交付期間　平成２４年１２月２５日（火）から平成２５年２月５日（火）までの期間

⑵　交付方法　奈良県土木部下水道課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-30150.htm

２　競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、第２の⑵に係る資格審査とは別に、次

に示す競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」といいます。）を知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、⑴の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

⑴　提出期間　平成２５年１月２２日（火）の午前１０時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）

⑵　提出場所　第３に同じ。

⑶　提出部数は、１部とします。

⑷　提出方法は、持参に限ります。

⑸　申請書等の記入事項は、入札説明書によります。

⑹　申請書等の作成に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とします。

⑺　提出された申請書等は、返却しません。

３　入札説明会の開催

実施しません。

４　郵便による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便とし、入札書は１回目の入札（以下「初度入札」といいます。）及び２回目の入札（以下「再度入札」といいます。）別に宛名を奈良県知事とした内封筒に入れ、内封筒の表に「初度入札書在中」及び「再度入札書在中」と朱書し、委託名及び入札者の商号又は名称を記載のうえ封かんし、貼付け部分を第２の⑵の登録に係る登録印で封印してください。入札書が封かんされた内封筒は、外封筒に封入し、「入札書在中」と朱書し、開札日、委託名並びに入札者の住所及び商号又は名称並びに連絡先を記載し、奈良県流域下水道センター所長宛ての親展として、平成２５年２月４日（月）午後５時までに次に定める場所へ到着するようにしてください。

なお、入札書が提出期限を過ぎて到達した場合は、無効とします。

〒６３９－１０３５　大和郡山市額田部南町１６０番地

奈良県流域下水道センター総務課総務経営係

５　入札執行回数

入札執行回数は、２回までとします。

なお、再度入札で落札者がなかった場合は、入札説明書に定める手順により随意契約に移行する場合があります。

６　入開札の場所等

⑴　場所

大和郡山市額田部南町１６０番地

奈良県流域下水道センター　４階会議室

⑵　日時

平成２５年２月５日（火）午前１０時

第５　その他

１　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２　入札保証金

免除します。

３　契約保証金

奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条に定めるところによります。

４　入札者に要求される事項

⑴　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

⑵　代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。

⑶　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

５　入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第７条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

６　契約書作成の要否

要します。

７　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

８　手続における交渉の有無

無

９　調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

10　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

⑴　落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

⑵　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑶　落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑷　落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑸　⑶及び⑷に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑹　この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑺　この契約に係る購入契約等に当たって、⑴から⑸までのいずれかに該当する者

をその相手方としていた場合（⑹に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11　契約の解除

契約締結後、契約者について10の⑴から⑺までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の⑴、⑶、⑷及び⑸中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12　その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第７　Summary

１　Subject of the bid: Processing of sewage sludge produced at the Nara Prefecture Second Treatment Center into cement

２　Execution period: From April 1, 2013 to March 31, 2014

３　Deadline for bid applications in person: 10:00 a.m. on February 5, 2013

４　Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. on February 4, 2013

５　For further information, please contact: General Management Section, Sewage Division, Civil Engineering Department, Nara Prefectural Government

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan

Phone: 0742-27-7524(direct line)